

## 「オープン API のあり方に関する検討会」（第 11 回）議事要旨

1. 日 時：平成 30 年 12 月 26 日（水）13 時 00 分 ～ 14 時 15 分
2. 議 題：「銀行法に基づく API 利用契約の条文例（初版）」の策定および「銀行分野のオープン API に係る電文仕様標準」の改訂について
3. 議事内容：

※ 「銀行法に基づく API 利用契約の条文例（初版）」および「銀行分野のオープン API に係る電文仕様標準（第 2 版）」は、以下の URL をご参照ください。

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/detail/nid/10918/>

- 以下の意見交換を行った後、「銀行法に基づく API 利用契約の条文例（初版）」および「銀行分野のオープン API に係る電文仕様標準（第 2 版）」の各案は承認された。

### 【銀行法に基づく API 利用契約の条文例（初版）】

#### （条文例について）

- API 契約条文例は、金融機関と電子決済等代行業者との間の契約締結事務の負担を軽減させるものと認識しており、実務で有効に活用され、金融機関と電子決済等代行業者との連携・協働がさらに円滑かつ負担なく進むことが望ましいと考えている。
- 金融制度スタディ・グループや経産省における議論を勘案すると、今後、API は金融業態から横展開されていくものと認識しているが、銀行とそれ以外では、テクノロジーは同様でも情報の取扱いは異なる。業態ごとに論点は出てくると思うが、今回の成果物の全体的な建付けは、他業態で API 接続に関するルールに参照された場合でも耐えうる内容になっていると思っている。
- 本条文例は銀行法を前提にしているため、他の業態において個々の条文に当てはめる際には修正が必要になる部分はあることを理解いただく必要がある。

#### （今後の課題について）

- 銀行、接続事業者および利用者という 3 面的な関係において、本契約条文例の最終的な目的は利用者の適切な保護であると思っている。その点において、第 10 条の「利用者への補償」は、銀行と接続事業者の間で議論されて取りまとめられた緻密な条文だと思うが、緻密すぎる故に、一読しても損害発生時に誰が負担するかすぐに分からない面もある。利用者に対して、まず誰が対応するのかを知らしめていくことが必要であると思っている。本検討会に参加している銀行、事業者以外にも本条文例の趣旨が共有されていくことが重要であり、引き続き各業態において共通認識の醸成に取り組んでいただき

たい。

- 情報が顧客のものか銀行のものかという点について、情報は顧客のものであり、法の許す範囲で顧客が望むように扱えるようにしようという方向感になったと認識している。また、銀行と接続事業者は、協働してビジネスを行うという意味で対等の立場と考えている。接続事業者は顧客の代理であり、銀行の委託先ではない点は確認したい。
- 本条文例は、今後運用フェーズに入るため、顧客に対する開示内容も課題になってくる。ユースケースが蓄積してくると、顧客に対する望ましい情報開示の方法等が見えてくると思われるため、定期的なタイミングで、事例の共有や振り返りを行うような場があると良いのではないか。

### 【銀行分野のオープン API に係る電文仕様標準】

#### （電文仕様標準について）

- 更新系の電文仕様標準について、議論の出発点として取りまとめるのは良い。
- 更新系のユースケースがあまりない時点での電文仕様標準と捉えている。

#### （今後の課題について）

- 参照系で取得できるデータから、更新系の指示ができるかは重要な点である。参照系で取得したデータを見て、口座にお金を送る体験が非常にベーシックな送金のユースケースではないかと思っている。それを可能とする未来図を作り上げていくのが非常に重要ではないか。
- 振込のケースに応じた認証のあり方、依頼と応答メッセージの内容、エラーハンドリング等、更新系としてどのような処理パターンをもとにした仕様標準の高度化を行うかについては、実際のサービスの進捗とともに、継続的な議論が必要である。
- 振込を依頼する前の認証の方法については、各行のセキュリティポリシーにもよるため、標準化は難しいと思うが、パターンの洗い出しは可能ではないか。
- 今後出てくるユースケースを踏まえ、時間をかけながらブラッシュアップしていく認識を持つ必要があるのではないか。

以 上